

市街化区域内農地をお持ちの方へ

生産緑地制度を活用して 農業を続けませんか!!

コンパクトなまちづくりの推進や近年の激甚化する水害に対応するため、宅地開発抑制や雨水の流出抑制の観点から、農地が持つ多面的機能（緑地機能、雨水貯留機能など）の保持にご協力いただける農地を生産緑地地区に指定し、税制面で支援します。（制度の概要は裏面参照）



写真出典：国土交通省ホームページ

令和7年度 募集期間

10月1日(水)～11月28日(金)



メリット1

自作以外でも
相続税の納税猶予が適用

【（例）市民農園としての活用】



写真出典：農林水産省ホームページ



メリット2

固定資産税等が軽減

【（例）生産緑地指定による固定資産税・都市計画税負担の変化】

例

33万6,000円

(固定資産税・都市計画税/10a・年)

制度を利用して生産緑地になると.....

約2,000円

(固定資産税・都市計画税/10a・年)

※ 国土交通省公示地価72,000円/㎡、地目が「田」で算出しています。
※ 土地の形状、建物の有無などにより税額が変わります。

年間 **33万4,000円** の差が発生

<お問合せ先>

久留米市 都市建設部 都市計画課
〒830-8520 久留米市城南町15番地3

Tel: 0942-30-9083 / Fax: 0942-30-9714

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2070machi/3030toshi/2021-0819-1128-88.html>



1. 生産緑地制度とは

良好な都市環境を形成することを目的として、**都市計画に生産緑地地区を定め、市街化区域内の農地等を計画的に保全する制度**です。生産緑地地区に指定されると、**原則30年間農地等としての管理義務**が発生します。本制度については、農地所有者が他の営農者に**貸借を行う場合においても適用**できます。

メリット

- ・ 自作以外でも相続税の納税猶予が適用
- ・ 固定資産税等が軽減

(固定資産税等軽減措置の概要)

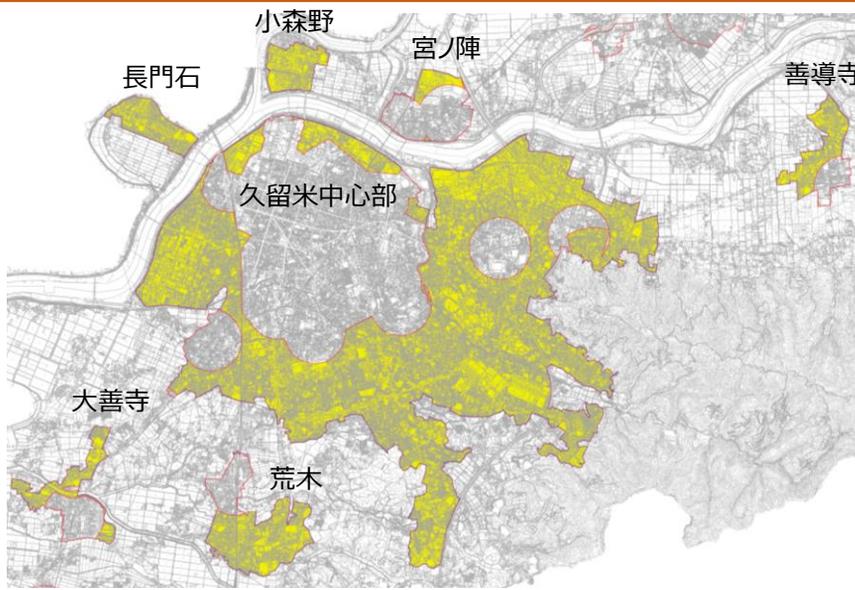
	課税
市街化区域内農地	宅地並評価に基づく農地に準じた課税
生産緑地地区	農地評価に基づく農地課税
市街化調整区域内農地	

2. 指定要件

以下の①～⑨の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 一団の農地等で、1地区あたり**500㎡以上**であること
- ② 農業従事者の年齢が**60歳未満**（60歳以上の場合は後継者が必要等）であること
- ③ 経営耕地の総面積が**3,000㎡（30アール）以上**であること
- ④ 農業以外の事業等も含めた収入（農業収入等）が**50万円以上**であること
- ⑤ **市街化区域内**にあり、現に営農している良好な農地であること
- ⑥ 久留米市立地適正化計画に定める**都市機能誘導区域外**であること（対象区域図参照）
- ⑦ 緑地機能の確保、施設園芸等で、都市環境の向上について効果が期待できること
- ⑧ 災害時における復旧資材置場等の**防災農地としての使用に協力**すること
- ⑨ 登記上の**地目が農地（田・畑）**であること

対象区域図



令和5年度の募集から対象区域を拡大しています！

※左図の黄色の区域内にある農地等が対象となります。

注意事項

- ・ 農地等の所有者の申し出に基づき、都市計画の法定手続きを経て指定します。
- ・ 指定に際しては関係権利者全員の同意が必要です。
- ・ 行政が農業振興を目的とした財政支援や環境整備等を行うものではありません。
- ・ 指定要件の詳細については表面のお問合せ先にご相談ください。
- ・ 全ての指定要件を満たしても、審査の結果、生産緑地地区に指定できない場合があります。